

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	うるま市 個人住民税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

個人住民税に関する事務では、業務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	うるま市では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在でうるま市に住所があるか、住民票は無いが居住実態がある者で前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には、 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告を受け付け ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収
③システムの名称	1. Acrocity個人住民税(個人住民税システム)→Acrocity標準仕様対応版 2. 当初課税支援システム→税務LAN 3. eLTAXシステム 4. 国税連携システム 5. 課税原票管理システム 6. 中間サーバー 7. MICJET番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人住民税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項に規定する別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所 総務部 総務政策課 情報公開担当 〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 電話:098-974-3111(内線1352)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所 財務部 市民税課 〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 電話:098-973-5382
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
[基礎項目評価書及び重点項目評価書] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会をしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月18日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16の項、第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16の項	事後	記載誤り
平成30年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	評価見直し
平成30年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	I 5. ②所属長	総務部 市民税課 市民税課長 新里 禎規	総務部 市民税課 課長	事後	様式変更に伴う変更
平成31年4月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価見直し
平成31年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	第16条も記載	平成31年4月1日時点	事後	記入誤り(第16条の削除)
平成31年4月1日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月19日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年6月19日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事前	評価の再実施
令和3年6月17日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和3年6月17日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	評価の再実施
令和3年6月17日	I 4. ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項(別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第20条	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第20条	事後	記載誤り
令和4年6月17日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和4年6月17日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事前	評価の再実施
令和4年6月17日	I 5①. 部署	総務部 市民税課	財務部 市民税課	事後	軽微な変更
令和4年6月17日	I 5②. 所属長の役職名	課長	市民税課長	事後	軽微な変更
令和4年6月17日	I 8. 連絡先	うるま市役所 総務部 市民税課	うるま市役所 財務部 市民税課	事後	軽微な変更
令和4年7月19日	IV 4. 特定個人ファイルの取扱いの委託	委託しない	2. 十分である	事後	記載誤り
令和5年6月16日	I 7. 請求先	うるま市役所 総務部 総務課 情報公開担当	うるま市役所 総務部 総務政策課 情報公開担当	事後	組織改編
令和6年12月25日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. Acrocity個人住民税(個人住民税システム) 2. 当初課税支援システム	1. Acrocity個人住民税(個人住民税システム) →Acrocity標準仕様対応版 2. 当初課税支援システム→税務LAN	事前	評価の再実施
令和6年12月25日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項に規定する別表の24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月25日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 (主務省令における情報照会の根拠) 第20条	情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表において、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	法改正
令和6年12月25日	IV 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式の変更
令和6年12月25日	IV 8. 人手を介在させる作業判断の根拠		住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会をしている。	事後	様式の変更
令和6年12月25日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式の変更